

障第 1198 号
平成 30 年 12 月 27 日

岐阜市内に所在する指定障害児通所支援事業所
運営法人 代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定障害児通所支援事業者の指定等に関する権限の移譲について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについては、児童福祉法の改正に伴い平成 31 年 4 月 1 日から指定等に関する権限が県から岐阜市（中核市）へ移譲される予定となっておりますので、お知らせします。（岐阜市以外の市町村に所在する事業所については、従前どおり県が指定権者です。）

なお、今後の届出等の提出窓口等につきましては、別途通知しますので、ご承知願います。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	高 木
電 話	058-272-1111 内線 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		